

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

令和5年1月19日答申分

令和5年1月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100800 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200021 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年 12 月 28 日、喪失年月日を令和 3 年 11 月 6 日に訂正し、令和元年 12 月から令和 2 年 8 月までの標準報酬月額を 12 万 6,000 円、同年 9 月から令和 3 年 10 月までの標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

令和元年 12 月 28 日から令和 3 年 11 月 6 日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 12 月 28 日から令和 3 年 11 月 6 日まで

私は、令和元年 12 月 28 日から令和 3 年 11 月 5 日まで B として A 社に勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

C に係る団体である D 組合から提出された請求者の「B のための雇用契約書」の別添「雇用条件書」（以下「雇用契約書」という。）、源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及び給料支払明細書並びに請求者に係る雇用保険被保険者記録により、請求者は請求期間において継続して A 社に勤務していたことが確認できる。

また、前記の雇用契約書、賃金台帳及び給料支払明細書の記載内容並びに D 組合の回答及び同組合が管理する「B の名簿」の記載内容によると、請求者は、令和元年 12 月 28 日から A 社と B として常用的な雇用関係にあり、当該雇用関係は令和 3 年 11 月 5 日に退職するまで継続していたと認められる。

したがって、請求者は、A 社において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められ、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年 12 月 28 日、喪失年月日を令和 3 年 11 月 6 日とすることが必要である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前記の雇用契約書、賃金台帳及び給料支払明細書により、令和元年12月から令和2年8月までの期間を12万6,000円、同年9月から令和3年10月までの期間を15万円とすることが必要である。

なお、本件訂正請求は、令和4年1月6日に行われたことが確認できることから、当該請求が行われた後に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100801 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200022 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年 12 月 28 日、喪失年月日を令和 3 年 11 月 6 日に訂正し、令和元年 12 月から令和 2 年 8 月までの標準報酬月額を 12 万 6,000 円、同年 9 月から令和 3 年 8 月までの標準報酬月額を 14 万 2,000 円、同年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

令和元年 12 月 28 日から令和 3 年 11 月 6 日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 5 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 12 月 28 日から令和 3 年 11 月 6 日まで

私は、令和元年 12 月 28 日から令和 3 年 11 月 5 日まで B として A 社に勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

C に係る団体である D 組合から提出された請求者の「B のための雇用契約書」の別添「雇用条件書」（以下「雇用契約書」という。）、源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及び給料支払明細書並びに請求者に係る雇用保険被保険者記録により、請求者は請求期間において継続して A 社に勤務していたことが確認できる。

また、前記の雇用契約書、賃金台帳及び給料支払明細書の記載内容並びに D 組合の回答及び同組合が管理する「B の名簿」の記載内容によると、請求者は、令和元年 12 月 28 日から A 社と B として常用的な雇用関係にあり、当該雇用関係は令和 3 年 11 月 5 日に退職するまで継続していたと認められる。

したがって、請求者は、A 社において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められ、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を

令和元年12月28日、喪失年月日を令和3年11月6日とすることが必要である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前記の雇用契約書、賃金台帳及び給料支払明細書により、令和元年12月から令和2年8月までの期間を12万6,000円、同年9月から令和3年8月までの期間を14万2,000円、同年9月及び同年10月を15万円とすることが必要である。

なお、本件訂正請求は、令和4年1月6日に行われたことが確認できることから、当該請求が行われた後に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200049 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200023 号

第 1 結論

- 1 請求期間②の請求者のA社における平成 29 年 11 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間について、平成 29 年 11 月から平成 30 年 8 月までの標準報酬月額 53 万円を 62 万円に訂正し、同年 9 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額 56 万円を 59 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 12 月から平成 30 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額について、標準報酬月額 59 万円は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

平成 29 年 11 月から平成 30 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 62 万円（平成 29 年 11 月は訂正前の標準報酬月額 53 万円を除き、平成 29 年 12 月から平成 30 年 8 月までは前記厚生年金特例法の規定により記録する標準報酬月額 59 万円を除く。）及び平成 30 年 9 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 59 万円（訂正前の標準報酬月額 56 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 12 月から平成 30 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 3 日まで
② 平成 29 年 11 月 1 日から令和元年 9 月 1 日まで

B 事業所に勤務した期間のうち、請求期間①について、私が保管する確定申告書（控え）の給与収入金額から確認できる給与支給額より、年金記録は低い標準報酬月額となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

A社に勤務した期間のうち、請求期間②について、私が保管する給与の支給明細書に記載された支給額より、年金記録は低い標準報酬月額となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について

請求者は、請求期間①における給与はB事業所とC事業所とを合わせた月収が40万円から70万円程度あったが、B事業所の標準報酬月額が平成13年4月に30万円から20万円に下がっており、本来よりも低く届け出されている旨を主張している。

このことについて、B事業所は、「B事業所の給与額は、担当する取引先数とその受託料等から決定する固定的な額を支給しており、そのほかにC事業所におけるD補助業務に係る給与を歩合制により支給していた。また、請求期間①に係る標準報酬月額が下がっている理由については、取引先の減少により給与が減った可能性があるが、当時の給与規定、賃金台帳等の資料は保管していないため詳細は不明である。」旨を回答している。

また、請求者は、当時の給与明細書は保管しておらず、それぞれの事業所の給与明細書がどのように交付されていたかは記憶していない。

これらによると、請求期間①について、B事業所における、本来、届出により記録されるべき標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることをうかがわせる事情は認められない。

一方、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料について、請求期間①の各月の給与額及び社会保険料控除額を確認又は推認することができる給与明細書、賃金台帳等の資料は保管されておらず、請求者から提出された平成13年分及び平成14年分の所得税の確定申告書（控え）により確認できる各1年間の社会保険料控除額は、いずれも請求者のオンライン記録の標準報酬月額に基づく1年間の社会保険料額より低額であることが確認できる。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

2 請求期間②について

請求者から提出された給与の支給明細書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳等」という。）を確認したところ、平成29年11月1日から令和元年9月1日までの期間について、本来、厚生年金保険法に基づき、届出により記録されるべき標準報酬月額は、平成29年11月から平成30年8月までについては、平成29年8月から同年10月までの3か月間の報酬月額の平均額に見合う

標準報酬月額 62 万円であり、平成 30 年 9 月から令和元年 8 月までについては、平成 30 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月間の報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額 59 万円であると認められ、これらはいずれもオンライン記録の標準報酬月額よりも高額である。

したがって、請求期間②については、厚生年金保険法の規定により、平成 29 年 11 月から平成 30 年 8 月までの標準報酬月額 53 万円は 62 万円と訂正し、同年 9 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額 56 万円は 59 万円と訂正することが必要である。

ただし、当該訂正後の標準報酬月額は、いずれも厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することとなる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。事業主が源泉控除していた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、賃金台帳等に記載されている給与から控除された厚生年金保険料額により、平成 29 年 12 月から平成 30 年 8 月までの各月については、標準報酬月額 59 万円と認められ、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるが、その余の各月については、オンライン記録と同額である。

したがって、請求期間②のうち、平成 29 年 12 月から平成 30 年 8 月までの標準報酬月額は、59 万円を厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

以上によると、前記訂正後の標準報酬月額 62 万円及び 59 万円について、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額（平成 29 年 11 月の 53 万円及び平成 30 年 9 月から令和元年 8 月までの 56 万円）及び前記厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額（平成 29 年 12 月から平成 30 年 8 月までの 59 万円）を除くこととなる。

なお、平成 29 年 12 月から平成 30 年 8 月までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、請求者の本来の報酬月額に係る届出を行っていないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200046 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200024 号

第 1 結論

請求者の A 事業所（現在は、B 社 A 事業所）における平成 12 年 10 月 1 日から平成 13 年 10 月 1 日までの期間について、平成 12 年 10 月から平成 13 年 9 月までの標準報酬月額 9 万 8,000 円を 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 12 年 10 月から平成 13 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から平成 13 年 10 月 1 日まで

本来、厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額は、給与支給総額に基づいて算出されるべきところ、基本給のみで算出されてしまっている。

平成 28 年に訂正請求を行ったところ、給与明細書が 1 枚しかなく、記録の訂正は認められなかったが、その後、請求期間の給与明細書が全て見付かった。

新たに見付かった給与明細書を提出するので、再度調査の上、実態に即した標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 前回の訂正請求について

請求者が平成 28 年 2 月 24 日に行った訂正請求（請求期間は本件請求期間と同じ。）については、i）請求期間のうち平成 12 年 12 月は、請求者が提出した同年 12 月分と表記された給与明細書（写）により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であり、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）による訂正の対象に当たらないこと、ii）請求期間のうち平成 12 年 10 月、同年 11 月及び平成 13 年 1 月から同年 9 月までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書を所持していない上、B 社 A 事業

所は、請求期間に係る賃金台帳等の資料が無い旨を回答しており、このほか請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情もないことから、既に平成 28 年 7 月 22 日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする C 厚生局長の決定が通知されている。

2 本件訂正請求について

請求者は、本件訂正請求において、請求期間の全ての給与明細書（写）を提出している。

上記給与明細書（写）によると、平成 12 年 10 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日において、本来、事業主により届出されるべき報酬月額に見合う標準報酬月額は 13 万 4,000 円であると認められ、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9 万 8,000 円）より高額である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であるところ、上記給与明細書（写）によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（8,501 円）に見合う標準報酬月額（9 万 8,000 円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

したがって、請求期間の標準報酬月額は 13 万 4,000 円に訂正し、当該訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。